

菊川市長 太田 順一 様

菊川市行財政改革推進に係る提言書

～「市民満足度の高い市政運営」～

私たち行財政改革推進懇話会委員 10 名は、貴職から「行財政改革推進懇話会委員」として委嘱され、市で策定する第 2 次行財政改革大綱及び集中改革プランに関し、意見を求められた。

これまで菊川市においては、平成 18 年 3 月に菊川市行財政改革大綱及び集中改革プランが策定され、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間に於いて行財政改革を推進した結果、職員数の削減や歳出構造の見直しにより約 22 億円の経費削減など一定の成果を挙げているところである。

しかしながら、長期的な経済不況に伴う厳しい財政状況の中において、多様化する市民ニーズに対し、柔軟かつ弾力的に対応できる体制づくりを求められている。

特に、市民と行政との協働については、全 11 地区にコミュニティ協議会が設置されたことを受け、地域担当係員制度など地域の課題に迅速に対応できる体制が求められており、更なる推進を求める。

また、実質公債費比率が県内で一番高い状況を鑑み、費用対効果が出ていない事業の抜本的な見直しを推し進めるとともに、業務改善制度の推進など内部改革に努め、財政の健全化に努めるべきである。

今後、厳しい財政状況と限られた人員の中で、より効率的かつ質の高いサービスを提供するため、これまでの行財政改革に取り組んできた成果を踏まえ、更なる改革を推進するとともに、改革の最終目標である市民満足度の高い行政運営の実現に向けて一層の努力を期待する。

平成 22 年 3 月 30 日

菊川市行財政改革推進懇話会

会長	坂本 光司	副会長	加藤 平三郎				
委員	高野 忠敏	委員	村木 正宣	委員	榊原 幸夫	委員	牧野 百里子
委員	栗原 貴子	委員	落合 敏夫	委員	落合 信夫	委員	村松 茂

●第2次行財政改革大綱及び集中改革プラン 懇話会委員からの意見

第2次行財政改革大綱について

・文章の表現方法について、全体的に硬く市民が理解できないかもしれない。行財政改革と市民との距離がかけ離れないようにするため、市民目線での行財政改革の推進を盛り込んだほうがよい。

・菊川市はコンパクトで住みやすい地域であることを活かし、行政と市民がお互いに助け合いをすることで、お互いが感謝をするようになれば、市民の幸福感がアップして、市民満足度の高い市政運営が実現すると考える。

・率直な感想として、かなり物足りないと感じる。第1次は国の方針に基づいたものであり、計画を実行して一定の成果を示すことができたのは評価する。しかし、国の方針が示されていない第2次については、施政方針や予算大綱のような「市長のことば」が原案のベースになるものであり、その内容を大綱に盛り込むことで結果として行財政改革が実行されて市民満足度の高い市政運営が実行されると考える。

・改革の目標である「市民満足度の高い市政運営」について、「市民満足度の高いまちづくり」のほうが良い。また、満足度を評価基準に置くならば、何らかの効果を測定する手法を考えるべきである。

・改革の基本方針である「市民に信頼される行政の実現」、「簡素で効率的な行政の実現」について、テーマがお互いに干渉しているように受け止められ、同じような文章にも感じられる。したがって、この基本方針に市民・業務・財政を入れ込むには無理があるので、下記4つの視点から戦略を立案することを提案します。

①財務の視点 (Account)

市税、市債、その他税、収入、支出、動産、不動産等金額で示される全ての科目

②市民の視点 (Citizen Customer)

市の住民、公共性の形成に自発的に参加する人々

③業務の視点 (Work)

組織、ジョブローテーション、行政サービスなどの実務

④学習成長の視点 (Mastery)

人材、育成、求人、人事考課制度、研修プログラム等

上記4つの視点で分析するとともに、それぞれの課題に対して、組織が働けるようにテーマを設定する。最終的に市政がどの方向に向かっているのかを示すことができれば好ましい。

・P3第2節(1)7行目に「市民や地域との協働の推進」などは一過性のものではなく・・・と記述されておりまったく同感であり、P7第2章・第1節「改革の目標」「市民満足度の高い市政運営」へ到達していくには、市・市職員の更なる努力を望みます。

市民が市政に対して満足、納得するのは丁寧な説明、やさしい対応で理解いただくことはとても大切なことですが、なによりも満足し納得し理解されるのは一緒に行動する、一緒に携わることで達成されると思います。一緒に行動する際の市職員のやる気・リーダーシップあるいはフォローアップが適格にできるかどうかたいへん大切なことだと思います。

以上の意味合いからP8第2節、政策の基本方針○市民に信頼される行政の実現を文節の中へ ★今後、公共的サービスの担い手として「高い意識をもって」多様な主体・・・高い意識又は強い意識を持って、の挿入を希望します。

第2次集中改革プランについて

●第2次集中改革プラン 総論

・改革とは「改め変えること」であり、従前のものをどのように改め変えようとするのかを明確に示さなければ、我々が市へ意見を求めることができない。

・菊川総合病院の経営が市の財政を圧迫していると考えられるため、黒字経営をお願いしたい。また、開業医との連携強化など図りつつ、地元の人に最大限利用してもらえる病院としてもらいたい。

・菊川総合病院について、経営基盤を強化させるため手術や入院を中心とした経営へ方針を転換しているとのことであるが、外来の診療に関して、市民サービスの低下が感じられる。したがって、外来の診療を希望する患者の相談に対応する窓口を設置するなど、市民サービスの低下を招かない対策が必要である。

・国・県からの景気対策等における財政出動の要請について、そのまま鵜呑みにして実施するのではなく、地域の実情に応じて、咀嚼して適宜実施するべきである。

・現代の情報発信ツールとして、ホームページが果たす役割があると思う。市民の声が反映されるコーナーの開設を望む。

●基本方針A 市民に信頼される行政の実現

計画項目1 コミュニティ協議会の活性化

・第1次集中改革プランを策定した時から、地域との協働の実現が行財政改革のポイントであるはずなのに、周囲からはコミュニティ協議会の話があまり聞かれない。

そこで、

- ①ボトムアップ型（地域主導型）からトップダウン型（行政主導型）への移行
 - ②各地区センターに常時何人かの職員が常駐し、地区の課題解決にあたる。また、職員は地域の行事に積極的に参加し、協働について積極的にPRする。
- 以上2点を提案する。

・少子高齢化が進み、高齢者の増加が見込まれている中で、高齢者がいつまでも幸せを実感するとともに、生涯現役で長生きしてもらうように、生きがい対策などコミュニティセンターとの繋がりを持たせるような施策を実施するべきである。

計画項目3 開庁時間延長の実施

・「更なる効果的な開庁時間の延長」については、現在行っている日曜開庁及び水曜時間延長の継続に加えて、より効果的なものとするため、職員の勤務体制について抜本的な見直しを行い、時差勤務などを検討すべきである。

●基本方針B 市民に信頼される行政の実現

計画項目7 施設の運営形態の見直し

- ・「指定管理者制度の導入」について、更なる検証を行うべきである。
- ・歴史街道館について、あまり利用されていないと感じている。施設の運営形態の見直しは前倒しできないか。また、コミュニティセンターの運営形態については、建設時と並行して行うべきであると考えます。

計画項目8 各種業務への民間活力導入検討

・行政が実施主体となるだけでなく、民間活力、高齢者、女性、市民の手を借りる手法を検討すべきである。

計画項目10 人事制度の推進

・第1次集中改革プランより人材育成に取り組んでいるが、市民目線から考えるとあまり変化が感じられない。また、地方分権により地方自治体の独自性、独立性が要求されることが見込まれることを鑑み、個性的な職員の育成や評価、勤務形態について検討の余地がある。

・第1期の集中改革プランの取り組み結果として、一般職員では30人余の削減が達成されたが消防、病院などマンパワーが重要・24時間体制の職場では削減が困難、サービスを維持するため、法令順守のためには、増員の結果となっている、当然のことと受け止める。

現場のある職場では、職員が現場へ出ていて来庁した市民に対応できない現実も少なからずあるようで、こうした課での市民への対応には工夫が必要だが、2月22日の会議の発言にもあったが、情勢、事情が変われば目標値の設定の変化もかなりの意見もあったところですが、私も賛成である。

私の意見は、「簡素で効率的な行政の実現」に向けての努力は認めるが「どのような行政になるべきか」を考えると「うるおいのある対応、情緒のある職場」とはだんだん遠くなっていく様で心配である。

そこで、各部署での削減、効率化は否定しませんが、指定管理者制度の導入とも関連するが、もっと大きくりの分野で民間活力を利用することも視野に入れて考えるべきと思います。

例えば、市立の幼稚園・保育園を民営化することなども検討の余地は残っているのではないかと、合併以前から「幼保一元化」「公設民営化」「大法人に一元化」などの議論があったことを踏まえ、就学前に子供たちの育成に市が責任を持つ時代背景から検討の余地はあると思いますがいかがでしょうか。

計画項目 1 2 活力ある職場づくりの推進

・職員数の管理について、第1次集中改革プランにおいては、国の指針に基づく目標を達成できなかったが、病院における制度の改正に伴う増員など、経営面、サービス面を維持するためのものであれば、当然のことと受け止める。また、今後の定員管理計画について、市職員の総数で管理するのではなく、病院、消防、一般職員を分けて管理するべきである。

計画項目 1 3 財政の健全化

・無駄な公共事業の見直しをすること。必要な事業であればコスト削減をしながら、最低の金額で実施すべき。

・財政の健全化について、市債残高は一般債と臨時財政対策債と分けて明記すべきである。

計画項目 1 4 市税等の収納率の向上

・市税の収納率の向上について、コンビニ収納の導入など市民が収納しやすい環境の整備に取り組むべきである。

・引き続き、収納率アップに努めること。歳入確保、財源の拡大に努めるべき。